「千葉市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の 一部改正(案)」の概要に対する意見の概要と市の考え方

NO.	意見の概要	市の考え方	原案修正
1	改正の趣旨として、"国の 省令改正"だけを記載す るのではなく、国の省令 改正の前提(趣旨)を含 めて丁寧な説明をしてい ただきたい。	介護保険サービス等の基準については、 厚生労働省令を踏まえ、自治体の条例で定 めることとされています。このたび、社会保 障審議会介護給付費分科会の審議等を踏ま え、令和6年度介護報酬改定に併せて各介 護保険サービス等に係る基準省令の改正が 行われることから、本市においても基準条 例の改正を行うものです。 今回の改正は、「地域包括ケアシステムの 深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた 大対応」「「効率的なサービス提供に向けた 働きやすい職場づくり」などを基本的な視 点として、高齢者虐待防止や医療と介護の 連携の推進、効率的なサービス提供の推進 などの見直しを行うものです。	なし
2	「書面掲示」規制の見直 し(養護老人ホームを除 く)"と記載されています が、養護老人ホームを除 外する理由を説明してく ださい。	本見直しは、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表することを義務付けるものです(1年間の経過措置があります。)。 養護老人ホームを除く理由ですが、養護老人ホームは他のサービス種別と違い、はなく、市が入所の措置をして利用する施設となります。このことから、契約事項を説明するための重要事項等については、掲示義務の対象外となっています。 なお、養護老人ホームでは入所前に市から被措置者に対し措置制度、費用徴収金、ホームでの生活ルールなど十分な説明を行うこととなっています。	なし